

令和2年度までの区債権の状況と令和3年度における収入率向上に向けた取組について

区では、「中野区の債権の管理に関する条例」の規定に基づき、債権の適正な管理に努め、収入率向上に向けた取組を進めてきたところである。

この度、区債権のこれまでの状況と、令和3年度における収入率向上に向けた取組を取りまとめたので、報告する。

1 令和2年度までの状況（※令和2年度の数値は速報値、23区順位は暫定）

(1) 区全体の未収金（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）について

区全体の収入未済額は、令和2年度で約52億円となり、令和元年度と比較すると、約1億5千万円圧縮することができた。これは、全体の約8割を占める主要3債権（特別区民税、国民健康保険料及び介護保険料）の収入未済額の減少によるところが大きい。

一方、不納欠損額は、特に国民健康保険料について増加が大きく、令和元年度と比較して約1億9千万円増加した。

【表1】区全体の未収金額（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入未済額	5,296,095千円	4,925,222千円	4,816,593千円	5,391,617千円	5,242,081千円
対前年度増減額	▲ 88,908千円	▲ 370,874千円	▲ 108,629千円	575,024千円	▲ 149,536千円
不納欠損額	1,142,867千円	1,159,856千円	1,145,755千円	886,986千円	1,079,615千円
対前年度増減額	▲ 102,828千円	16,989千円	▲ 14,101千円	▲ 258,769千円	192,629千円

(2) 主要3債権について

主要3債権の令和2年度の収入未済額は約41億円で、令和元年度と比較すると、約1億5千万円減少した。一方、不納欠損額は、約1億6千万円増加している。

各債権の詳細は、下記のとおりである。

【表2】主要3債権合計

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入未済額	4,356,371千円	3,978,226千円	3,848,814千円	4,283,391千円	4,138,198千円
対前年度増減額	▲ 115,065千円	▲ 378,145千円	▲ 129,412千円	434,577千円	▲ 145,193千円
区債権全体に占める割合	82.3%	80.8%	79.9%	79.4%	78.9%
不納欠損額	1,053,565千円	1,079,510千円	1,057,501千円	801,296千円	957,594千円
対前年度増減額	▲ 115,822千円	25,945千円	▲ 22,009千円	▲ 256,205千円	156,298千円
区債権全体に占める割合	92.2%	93.1%	92.3%	90.3%	88.7%

① 特別区民税

【表3】特別区民税

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入未済額	1,716,225千円	1,347,725千円	1,192,325千円	1,273,418千円	1,118,901千円
対前年度増減額	▲ 172,925千円	▲ 368,500千円	▲ 155,400千円	81,093千円	▲ 154,517千円
収入率	94.1%	95.3%	95.9%	95.9%	96.6%
23区順位	21位	19位	20位	22位	21位
不納欠損額	226,461千円	228,793千円	184,896千円	119,824千円	107,464千円
対前年度増減額	▲ 82,584千円	2,332千円	▲ 43,897千円	▲ 65,072千円	▲ 12,360千円

【現状】

収入率は年々上昇し、収入未済額・不納欠損額については令和2年度は前年度に比べ大きく減少した。その要因として、滞納繰越額28万円以上の高額滞納者に対して個別に担当者を配置し、滞納整理専門員と協力して滞納整理を進めたことにより年度当初1,100人いた高額滞納者が900人に減少したことや、督促状の発付時期の繰上げによる滞納処分 of 早期着手などにより、滞納処分件数が前年度に比べ600件増加したことが挙げられる。

【課題】

昨年度は、滞納繰越額28万円以上の高額滞納者に対しての滞納整理強化に取り組んだが、今後は、更に滞納整理を強化する観点から、滞納繰越額28万円未満の滞納者への対応が必要となってくる。

また、外国人人口が増加している中、住民税の制度を理解していない外国人への制度周知も推進していく必要がある。

【これまでの主な取組】

- ・ 国税OBである滞納整理専門員を活用した専門的な滞納処分
- ・ 督促状の発付時期の繰上げによる滞納処分の早期着手
- ・ 区外転出滞納者の状況調査の拡充による、滞納額の圧縮
- ・ 財産調査業務の委託化及び預貯金照会電子化サービスの利用による調査件数の増加
- ・ キャッシュレス決済の拡充

② 国民健康保険料

【表4】国民健康保険料

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入未済額	2,465,923千円	2,457,865千円	2,505,329千円	2,850,824千円	2,849,098千円
対前年度増減額	56,373千円	▲ 8,058千円	47,464千円	345,495千円	▲ 1,726千円
収入率	74.1%	74.0%	73.4%	71.8%	70.0%
23区順位	13位	15位	17位	20位	21位
不納欠損額	761,241千円	780,430千円	796,124千円	633,478千円	819,003千円
対前年度増減額	▲ 30,118千円	19,189千円	15,694千円	▲ 162,646千円	185,525千円

【現状】

令和2年度は、前年度と比較して、収入未済額は微減、収入率が減少、不納欠損額は増加という状況であった。

収入率の減少については、収入率の低い若年層や外国人被保険者の割合の増加、新型コロナウイルス感染症拡大といった社会状況を考慮した差押の減少などが要因である。

不納欠損額が増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納付困難者が増加したことによるものである。

【課題】

今後も新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞により更なる収入率の悪化が予測される。このため、特に収入率が低い若年層や外国人に対する保険料の軽減、減免制度の周知や個々の事情に応じた納付相談など効果的な対策が求められている。

更に、社会保険と国民健康保険の二重加入の解消にも引き続き取り組む必要がある。

【これまでの主な取組】

- ・ 口座振替加入勧奨
- ・ 委託事業者による電話催告
- ・ 滞納整理支援システムを活用した財産調査の効率化による差押対応の強化
- ・ 年金事務所から提供される年金加入者リストを活用した社会保険と国民健康保険の二重加入の解消の促進
- ・ SMSを活用した納付勧奨
- ・ 区外転出者への状況調査業務委託
- ・ キャッシュレス決済の拡充

③ 介護保険料

【表5】介護保険料

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入未済額	174,223千円	172,636千円	151,160千円	159,149千円	170,199千円
対前年度増減額	1,487千円	▲ 1,587千円	▲ 21,476千円	7,989千円	11,050千円
収入率	95.5%	95.5%	95.9%	96.2%	96.2%
23区順位	7位	6位	8位	8位	11位
不納欠損額	65,863千円	70,287千円	76,481千円	47,994千円	31,127千円
対前年度増減額	▲ 3,120千円	4,424千円	6,194千円	▲ 28,487千円	▲ 16,867千円

【現状】

収入率、23区順位とも安定している。その要因として、普通徴収者に対する口座振替の積極的な勧奨、納付相談等の機会に滞納繰越分と併せて現年度分の収納を進め、滞納繰越調定額の削減に努めてきたことによるものである。

【課題】

特別徴収は100%の収納が見込まれることから、口座振替加入の促進や給付制限対象者への取組など、普通徴収の未収金対策を強化していく必要がある。

【これまでの主な取組】

- ・ 65歳到達者に送付する被保険者証にペイジー口座振替申込書を同封するなどの口座振替加入の推進
- ・ 定期的な督促状・催告書の送付による滞納者への納付相談、納付勧奨
- ・ キャッシュレス決済の新規導入

(3) その他の債権について

区債権には主要3債権以外にも、後期高齢者医療保険料などの強制徴収（差押等）で
 きる公債権と、生活保護費過年度過払金返還金などの強制徴収できない公債権がある。
 また、公債権以外に各種福祉貸付金返還金などの私債権がある。これらの主要3債権を
 除く公債権と私債権の令和2年度の収入未済額の合計は約11億円となっており、不納
 欠損額は約1億2千万円だった。収入未済額及び不納欠損額が大きい後期高齢者医療保
 険料、生活保護費返還金・徴収金等の詳細は、下記のとおりである。

【表6】 その他の債権合計

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入未済額	939,724 千円	946,996 千円	967,779 千円	1,108,226 千円	1,103,883 千円
対前年度増減額	26,157 千円	7,272 千円	20,783 千円	140,447 千円	▲ 4,343 千円
不納欠損額	89,302 千円	80,346 千円	88,254 千円	85,690 千円	122,021 千円
対前年度増減額	12,994 千円	▲ 8,956 千円	7,908 千円	▲ 2,564 千円	36,331 千円

【主な債権と取組】

① 後期高齢者医療保険料

【表7】 後期高齢者医療保険料

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入未済額	57,213 千円	63,598 千円	56,048 千円	63,495 千円	56,041 千円
対前年度増減額	5,914 千円	6,385 千円	▲ 7,550 千円	7,447 千円	▲ 7,454 千円
収入率	98.1%	97.9%	98.1%	98.1%	98.3%
23区順位	3位	7位	9位	9位	9位
不納欠損額	13,027 千円	14,710 千円	19,727 千円	10,466 千円	14,514 千円
対前年度増減額	▲ 2,039 千円	1,683 千円	5,017 千円	▲ 9,261 千円	4,048 千円

【現状】

基礎年金以外の所得により保険料額が増額する被保険者が増え、年金からの納付者は
 年々減少する一方、普通徴収による納付者は増え、現年分保険料の安定的な収納確保が
 難しくなっている。

【課題】

納付書等による支払者に対し、納付書の紛失や納付忘れなどによる未納を防ぎ、滞納
 繰越を発生させないよう口座振替勧奨を積極的に行い収納を確保する必要がある。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症による減免申請のきめ細やかな周知や、滞
 納者に対する納付相談の充実を図る必要がある。

【これまでの主な取組】

- ・ 75歳到達による新規加入者や、特別徴収から普通徴収切替対象者への口座振替加
 入の促進
- ・ 75歳到達による新規加入者の保険料決定通知や、督促書などの納付書の送付と合
 わせた多様な支払方法を紹介するチラシの同封
- ・ 定期的な督促状・催告書の送付による滞納者への納付相談、納付勧奨
- ・ キャッシュレス決済の新規導入

② 生活保護費返還金・徴収金等

【表8】生活保護費返還金・徴収金等

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入未済額	695,770 千円	731,041 千円	745,497 千円	826,837 千円	919,050 千円
対前年度増減額	55,541 千円	35,271 千円	14,456 千円	81,340 千円	92,213 千円
収入率	16.9%	12.6%	11.8%	8.9%	12.2%
不納欠損額	38,530 千円	44,039 千円	47,852 千円	54,712 千円	90,943 千円
対前年度増減額	▲ 5,917 千円	5,509 千円	3,813 千円	6,860 千円	36,231 千円

【現状】

毎年、収入未済額及び不納欠損額が増加しているが、令和2年度についてはその増加幅が大きくなった。これは主に、平成30年度から組織の体制を「分業化」し、返還金・徴収金事務といった専門化された事務を行う担当の設置により職員のスキルアップにもつながり、調定額が増加した結果である。調定額が増加し、収入未済額及び不納欠損額も増加したものの、収入率の増加に合わせて収入額も増加している。

【課題】

生活保護法第63条に基づく返還金（急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金）については、滞納繰越となると収入率が一桁になってしまうことから、現年度の段階で納付してもらうことが必要である。また、生活保護法第78条に基づく徴収金（不正な手段により保護を受けた場合の徴収金）については、現年度の段階から収入率が一桁であり、債権の回収だけでなく発生させない取組が重要である。

【これまでの主な取組】

- ・ 返還金・徴収金が発生した時点でのケースワーカーによる納付相談・指導
- ・ 金銭管理が困難な世帯について、生活保護費の窓口払いへの切替または財産管理支援サービスの利用による確実な返還の実施
- ・ 徴収金が発生した場合における、受給者の了解を得た上で可能な限り翌月以降の保護費から相殺することによる債権回収の推進
- ・ 保護受給者への収入申告の義務等の説明の徹底及び不正受給時の罰則説明の徹底

③ 福祉資金貸付金返還金

【表9】福祉資金貸付金返還金

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入未済額	81,420 千円	65,656 千円	50,850 千円	42,133 千円	35,660 千円
対前年度増減額	▲ 3,778 千円	▲ 15,764 千円	▲ 14,806 千円	▲ 8,717 千円	▲ 6,473 千円
収入率	21.2%	26.2%	24.3%	25.5%	31.2%
不納欠損額	1,040 千円	7,741 千円	7,955 千円	4,263 千円	1,349 千円
対前年度増減額	▲ 1,937 千円	6,701 千円	214 千円	▲ 3,692 千円	▲ 2,914 千円

【現状】

滞納月数に応じた催告書発送及び債権回収業務委託の効果並びに区の生活保護受給者となった債務者に対するケースワーカーとの連携などにより、収入未済額は圧縮されている。

また、平成28年度から令和元年度の収入率は25%前後を推移しているが、令和2年度の収入率については、調定額が減少している中、収入額が増加したことにより例年に比べ増となった。

【これまでの主な取組】

- ・ 債権回収業者への委託債権の状況を定期的に把握し、委託債権の入替えを行い回収効果を上げる取組みを実施
- ・ 滞納月数に応じた催告書文面の変更、借受人・連帯保証人等への送付

2 令和3年度の取組

(1) 主要3債権について

① 特別区民税（目標収入率：96.9%）

- (ア) 住民税の制度理解がされていない外国人に対して、町会の協力を得て住民税に関するハンドブックを作成し、同じ課題を抱えている保険医療課と連携して制度の周知を図り、滞納させない仕組みづくりを実施する。【新規】
- (イ) 預貯金照会電子化サービスにおいて、照会件数を増加させ、滞納処分につなげる。
- (ウ) 令和2年度の調査内容を精査し、より財産判明率の高い調査を重点的に行い、効率の良い財産調査を行う。
- (エ) 失業あるいは収入の減少により納付困難となった納税者に対して、生活支援施策の案内を行うなど、よりきめ細かい相談体制を充実させ、安定した税収が確保できるようにする。
- (オ) 新型コロナウイルス感染症予防も見据えた納付環境を整備し、区民の利便性を高めるため、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済を拡大する。
- (カ) 保険医療課と財産情報の共有及び滞納処分情報の共有を行うことで滞納整理を促進させる。【新規】

② 国民健康保険料（目標収入率：69.8%）

- (ア) 現年度分のうち特に高額未納案件について、財産調査及び給与照会を早期に着手し差押、執行停止等を中心とした滞納整理を徹底し、滞納金額の圧縮を図る。
- (イ) 国保制度の理解が十分でない若年層、外国人被保険者への対応として、ガイドブックやAI多言語通訳システムを活用する。また、同じ課題を抱えている税務課と連携し、町会の協力のもと国民健康保険制度の趣旨、給付内容に関する説明を充実させ制度周知を図ることにより、滞納させない仕組みを構築する。【新規】
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い納付困難となった方及び所得が低く納付困難な方については、早めの納付相談、保険料減免制度の周知により未収金の発生を抑制する。
- (エ) 加入手続き時及び年1回の郵送による口座振替勧奨、また、ペイジー収納、モバイルクレジット収納の周知徹底をし、利用を促進することで若年層及び外国人の収入率向上を図り、未収金の発生を抑制する。
- (オ) 新型コロナウイルス感染症予防も見据えた納付環境を整備し、区民の利便性を高めるため、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済を拡大する。
- (カ) 電話による納付案内に加え、不在、留守番電話への登録後の無反応者へSMSによる納付案内等を通知することで、納付勧奨を推進していく。
- (キ) 区外転出者への状況調査を民間債権回収会社へ委託し、区外転出して滞納となっている方への徴収を強化する。
- (ク) 税務課と財産情報の共有及び滞納処分情報の共有を行うことで滞納整理を促進させる。【新規】

③ 介護保険料（目標収入率：96.2%）

- （ア）普通徴収の確実な収納のため、高齢者総合相談窓口、各地域事務所でのキャッシュカードによる口座振替手続により、口座振替原則化の徹底を図る。
- （イ）新型コロナウイルス感染症予防も見据えた納付環境を整備し、区民の利便性を高めるため、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済を拡大する。
- （ウ）要介護（支援）認定申請を行った滞納者に対し、給付制限の対象となることを通知し、未納保険料の納付強化を図る。
- （エ）文書の返戻があった転出者に対しては、再転出先の照会を実施し、催告書等の確実な送付に努める。

（2）その他の債権について（主な債権）

① 後期高齢者医療保険料（目標収入率：98.6%）

- （ア）普通徴収の確実な収納のため、75歳到達による新規加入者への保険証発送と合わせた口座振替勧奨や、特別徴収から普通徴収へ支払方法が変更になった被保険者への口座振替加入の促進を行う。
- （イ）新型コロナウイルス感染症予防も見据えた納付環境を整備し、区民の利便性を高めるため、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済を拡大する。
- （ウ）新型コロナウイルス感染症拡大に伴い納付困難となった方及び所得が低く納付困難な方については、早めの納付相談、保険料減免制度の周知により未収金の発生を抑制する。

② 生活保護費返還金・徴収金等（目標収入率：9.6%）

- （ア）返還金、徴収金が発生した時点で納付の意思確認を実施し、一括納付ができない場合は、納付方法について担当ケースワーカーが指導・助言する。
- （イ）訪問の徹底及び世帯の状況を再確認し、収入金の未消費時点での債権の把握・早期回収に努める。
- （ウ）徴収金については保護費からの相殺を利用し、毎月の定額納付を推進する。
- （エ）納付状況を適宜確認し、督促状、催告書を送付する。

③ 福祉資金貸付金返還金（目標収入率：22.0%）

- （ア）滞納月数に応じて催告書の文面を変え、借受人及び連帯保証人等に送付する（年2回）。
- （イ）債権回収業者との連絡を密にし、債務者の状況を把握した上で委託する債権を見直す。
- （ウ）区の生活保護受給者となった債務者に対しては、ケースワーカーと連携した債権管理を行う。

（3）その他

令和2年度における特別区長会調査研究機構の調査研究テーマとして、区から「債権管理業務における生活困窮者支援・外国人対応」について提案し、提案区として中心となって調査研究報告書をまとめあげた。この調査研究報告を踏まえながら、検討中の構造改革実行プログラムの個別プログラムの一つとして挙げている「債権管理体制の強化」に向けて、具体的な検討を進めていく。